

平成26年11月臨時教育委員会会議録

日 時	平成26年11月19日（水） 午前9時30分～午前10時45分
場 所	秦野市役所本庁舎4階議会第1会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 教育総務課課長補佐（庶務担当） 鈴木 利昭 教育部参事 小山田幸弘 教育総務課庶務班主任主事 小泉 祐介 教育総務課長 山口 均 学校教育課長 片野 新治
傍聴者	なし
会議次第	<p style="text-align: center;">11月臨時教育委員会会議</p> <p>日 時 平成26年11月19日（水） 午前9時30分</p> <p>場 所 秦野市役所本庁舎4階議会第1会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 議 案</p> <p>（1）議案第19号 平成26年度秦野市一般会計（教育費）補正予算案について</p> <p>（2）議案第20号 秦野市立こども園条例の一部を改正する等の条例について</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）秦野市公立幼稚園のあり方について</p> <p>（2）秦野市立上幼稚園における学級編成について</p> <p>（3）中学校における昼食のあり方について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

教育総務課長

それでは、ただいまから臨時教育委員会議を開催いたします。
お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議案に入ります。今臨時会には2件の議案が提出されています。まず、議案第19号「平成26年度秦野市一般会計（教育費）補正予算案について」説明をお願いいたします。

議案第19号のご説明をさせていただきます。平成26年度一般会計（教育費）予算の補正についてでございます。第4回定例会に、別紙のとおり市長に意見を申し出る必要が生じたので、議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、一般職員の勤勉手当の支給率が、国の人事院勧告に基づき、国家公務員の12月支給分の勤勉手当が上がったことに伴いまして、市職員、一般職員の支給率も同様に準じて上げられたことに伴いまして特定職員等に対する期末報償金、期末勤勉手当になりますが、これらの率が改定になり、予算を増額する必要が生じたために提案するものでございます。

おめくりをいただきまして、一覧がございまして、歳入は前年度繰越金から充当し、不足額は45万8,000円でございます。

(2)歳出に内訳がございまして。教育総務費の教育研究費は、「いずみ」の特定職員が、3万1,000円。小学校費の保健給食費は、給食調理員の特定職員が2万4,000円。幼稚園総務費は、幼稚園の臨時教諭が、37万8,000円。社会教育総務費は、宮永美術館と市史編さんの特定職員が、2万5,000円。当初予算に計上していた部分で賄い切れれば必要がないわけですが、今回、細かい話になりますが、0.15カ月、人勧が上がってございます。それに伴って一般職員も特定職員も臨時職員も率が上がりますので、当初予算に計上したものではありません。不足が生じてしまったため、今回補正予算に計上させていただくもので、全体としましては当然一般職員の部分も不足しますので、それについてもこの第4回定例会で補正をしていくというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

ご質問、ご意見ございますか。

この改定は、給料表の改定の人事院勧告が0.3%改定で、それから、勤勉手当が0.15月分、それと通勤手当の改定がございまして。予算というのは3月に成立しますから、ことしの3月に新年度予算が成立してございまして、その後4月に人事異動をします。人事異動をしますと、職員の年齢によって給料の違いが出ますから、例えば、若い職員が市長部局へ行って、市長部局から高齢の

望月委員長
教育長

職員が来ますと、給料の差が出ます。そういうものを12月期に財源調整をします。そういう調整とともに、今回の場合には引き上げ分が入ってくるということになります。

ですから、教育委員会は、トータルするとこれだけ必要ですよということで、人事課で調整した結果として数字が出てくるということになります。

特別職は平成8年に改定して以来、一度も上がっていません。下げてはいますけども、そのままです。職員は多少上がった例がありますが、こういう形でというのは本当に経験したことのない職員が相当数いると思います。

内田委員
教育総務課長
教育長

給食調理員は、市の職員ではないのでしょうか。

市の職員です。正規職員、再任用職員、特定職員がいます。

給食調理員は、定年を迎えると同時に委託の方向に集約をしていきました。一定量であいたところで委託という方法をとっていた。まだ正規職員が数名います。それにプラス、定年退職後も再任用職員で手を挙げますと採用しますから、年金が出るまでの間は再任用職員として雇っています。

望月委員長

ほかにどうですか。

それでは、議案第19号「平成26年度秦野市一般会計（教育費）補正予算案について」、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「秦野市立こども園条例の一部を改正する等の条例案について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第20号についてご説明をさせていただきます。秦野市立こども園条例の一部改正に伴う改正等の条例について、こども園条例が別紙のとおり改正するというので、市議会へ上程することに伴いまして、議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、教育委員会の事務局各課が所管します条例が、今回、こども園条例、これは所管は市長部局でございますが、この改定に伴って改正が生じますので、関係する課として今回議案として上程させていただきました。

おめくりをいただきまして、条例の一部を改正するというので、従来こども園については市立幼稚園と市立保育園、これを合わせてこども園という位置づけがされていきました。前回の教育委員会会議の際にもお話しさせていただきましたが、今までの条例の建て付けが、幼稚園の位置づけ、保育園の位置づけがそれぞれ

条例に位置づけがあつて、その上に合わさったものをこども園という位置づけにしてございましたが、その位置づけをこども園に一本にするということでございます。それに伴って、教育委員会の所管する条例も変わりますので、今回出させていただきます。

特に大きく変わる部分は、1ページの4条にございますが、この5つのこども園が、しぶさわこども園は予定でございますが、新旧対照表の2ページ目でございます。右側が旧でございます。従来はこの2ページ目の一番上の表でございますように、みどり、ひろはた、すえひろ、つるまきの各こども園が、もともとこども園の位置づけが条例でございました。ただ、右側にこども園を構成する施設ということで、それぞれ幼稚園、保育園が位置づけをされておりました。幼稚園についても、保育園についても条例で位置づけられています。加えて、こども園という条例をその上につくっているような状況でしたが、今度は構成する施設の位置づけというのはございませんので、この右側の構成する施設を削るような形になります。新旧対照表をめくっていただきますと、4ページから5ページにかけて新しい施設の一覧というようなことで、みどりこども園で、位置として緑町16-2という形で位置づけをしています。

恐縮ですが、お戻りをいただいて、これを改定することに伴って、条例の3ページの頭から「附則」と書いてございますが、この改正に伴って、附則の中で1番目が、「この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する」ということで、この支援法は27年4月1日ですので、27年4月1日からこの条例を施行するということになります。

ただし書きで、括弧書きのところを見ていただくと、「秦野市立しぶさわこども園に係る部分」という記載がございますが、それについては1番の下の欄に「規則で定める日から施行する」ということで、しぶさわこども園を27年度中に一体化をして、28年の4月からこども園にする予定ですので、先行といえますか、今回の条例改正に合わせて、しぶさわこども園も加えておいて、規則で定める日は今の予定では、28年4月から、こども園になりますということで、この条例の中に組み込んでいきます。

2番から5番までは教育委員会にかかわる部分です。まず、2番は秦野市立学校の設置に関する条例、これは本市の幼小中36の園・校の位置づけをしてある条例でございます。その中から先ほど申しましたように、別表の中、36の園・校の中から、ひろはた、みどり、すえひろ、しぶさわ、つるまき、各幼稚園を削る

ということで、本来ですと条例の改正と出るわけですがけれども、今回はこども園の条例に伴って附則の中で条例改正していくという位置づけになっています。

3番は、これは教育委員会でございますが、同様に秦野市立保育所条例というのがございます。その中から本町、鶴巻、広畑、鈴張の各保育園を同様に削るということでございます。渋沢も本当は削らなければいけないのですけれども、先ほど言った28年4月までは渋沢保育園は存在しますので、渋沢保育園まで削ってしまいますと、その間に位置づけのない園になってしまいますので、渋沢はこの3番の中では削らずに残して、28年4月に削り、また条例の廃止をして、市立保育園はなくなるという形になります。

それと、4番目が、学校医、歯科医、薬剤師の公務災害の補償に関する条例で、今、言いました学校医等が学校に行って健康診断等の事業を行うわけですがけれども、その際に事故があった場合の公務災害の適用という部分に、従来は幼稚園と書いてあった部分に、今度は認定こども園という部分を加えるものでございます。

5番目は、宮永岳彦記念美術館の条例でございます。(4)で、「認定こども園の園児がそのこども園の活動として観覧する場合において、その引率をする者」ということで、こちらは減免です。無償となる規定の中に、従来は幼稚園、小学校、中学校、保育園と入っていましたが、こども園という位置づけを、利用料の部分の減免措置を加えるということでございます。

ちなみに、6番目は、学校とか園で管理者が安全対策をとという位置づけが、安全・安心まちづくり防犯活動推進条例にございますので、その中に、幼稚園、保育園を加えて、認定こども園を入れるというもので、直接関係ございません。

2番、4番、5番は、今回の条例改正に伴って教育委員会が所管します条例も同様に改正していき、このこども園条例の改正と同時に、附則ということで、改正を行います。

以上でございます。

何かご質問、ご意見ございますか。

今、この条例の改正のお話をしていますが、もともとこの5園は保育園と幼稚園が一緒になったものですから、ここの5つについては既定の路線の中でこども園化していこうという流れができています。ただし、今、渋沢だけはまだ一緒になっていませんから、渋沢保育園があつて、この渋沢保育園は一緒になった段階で民間にお渡しをして、保育園として動いていく。その新しい保育

望月委員長
教育長

園がどうなるかという、民間がこども園にするということになれば、こども園になると思います。

ただ、報道でご承知だと思いますが、民間が大体今2割ぐらいしかこども園に行かない。それは費用の問題が、国から出る金が下がったということで、ましてや消費税10%が先送りになります。財源は、10%になる前提で7,000億円を国は子ども・子育て関係を含めて使うと言っていました。ところが、それが8%どまりになっていますから、この先これがどうなっていくかというのはちょっと不明な部分があります。

それともう一つ、条例で出すことによって、来年4月から、現時点では市長との協議の中で、このこども園の所管は市長部局に動きますが、そのときに国が言っているのは、研修体系は教育委員会の研修体系をそこに持ち込むということを言っています。今まで保育園の教員は幼稚園の研修体系ではなかったもので、今度、全部一緒になる。そのため、研修は、現時点での協議では教育委員会が受け持つという話になっています。

そこで何が生ずるかという、保育園部門の教員は圧倒的に人数が多い。それを幼稚園部門のところの研修体系で研修プログラムの組み立てをやっていくとなると、相当な人が必要になってきます。それは事務当局に検討するように既に言っています。今の状況では多分できなくなるおそれがあり、保育園の場合にはフルタイムで交代勤務ですから、そういうことも含めて検討しなければなりません。その辺の最終的な詰めが、市長部局との間で最終的意思決定がされれば、またここでお話をしたいと思っています。

それともう一つ、これも市長との協議の中で、こども園になりますと、今までは応益負担で、幼稚園は入園料5,400円と保育料月額8,800円があります。今度はこども園になりますと、基本は応能負担となり、所得に応じて保育料が決まります。ご夫婦の所得、あるいはご主人の所得が幾らかが焦点になってきます。今度こども園になりますから、幼稚園と保育園と、ここにありますとおり別々だったものが一緒になりますから、給食の問題もありますし、基本的な部分は応能負担でいくという流れに今なってきます。これも最終的に意思決定がされた段階で報告をしますが、何が起きるかといいますと、3月31日までの保育料が月額8,800円だったものが、翌月からいきなり所得の高い方は上がりますし、そうでない方は下がるということも生ずるおそれがありますから、段階的にその時期をどこで導入するかということは今

検討しています。

今いる園児が卒園して、次の園児からということをはきちんと伝えていかないといけませんので、相当な議論があるだろうと思います。そういう準備はしています。

この5園は、完全に所管は教育委員会から外れる予定です。残りの9園が教育委員会の所管する幼稚園ということで、その上でさらに需要予測の中でこども園が必要だということになりますと、どこかの園がこども園化していくということは考えられる。そういう状況になっています。

望月委員長

ほかに質問ありますか。

そうすると、この5園についての人事は、今年度3月までは今の体制で行うのですか。

教育長

今の体制です。人事関係は、教育委員会との調整を人事課がします。ただ、人事権は完全に市長部局になるということになります。

望月委員長
教育長

保育内容は、どうなりますか。

保育内容というのは同じです。今までの保育園制度。幼稚園の子どもたちも、短時間、4時間という単位。そこに通う人たちがどれを選ぶか。長時間を選ぶのか短時間を選ぶのか。短時間でも応能負担になります。

望月委員長

そうすると、第5条の2、「前項各号に掲げる事業を利用する保護者は、その利用に当たり、規則で定める利用料を負担しなければならない」、これをもう少し具体的に説明していただけますか。

教育総務課長

ここに書いてある利用料は、例えば一時預かりだとか延長保育をするだとか、いわゆる保育料ではない部分の一時預かりを利用する利用料、そういったものについて規則で定めるということです。

それと、教育課程の中のカリキュラムの部分で、変わるのは、今まで保育園に行っていた3歳、4歳、5歳の子も、学校教育法の幼稚園教育を受けるということで、広がります。こども園の中で、今まで幼稚園の子だけではなくて、保育園に行っていた子も学校教育法に沿った幼児教育を受けるという位置づけになりますので、先ほど教育長が言われたように、学校教育法に定める幼児教育の部分のカリキュラム、研修、そういった部分は教育委員会の所管になる。ボリュームもふえるということになります。

望月委員長
内田委員

ほかにありますか。

保育料のことですけれども、収入に応じて料金が変わる。その

教育総務課長	<p>変わる金額が一体幾らになるのかというのは決まっているのでしょうか。</p>
教育長	<p>こども園ですから、もともと保育園は、先ほど教育長が言われたように所得に応じた保育料になります。幼稚園の保育料は月額8,800円で一律でしたので、そこが所得に応じてということで決まってくると思いますが、国では、教育標準時間だけを受ける子を1号といいます。その私立の1号の子が国から示されている単価設定がございます。ただ、それですと今の月額8,800円をベースとすると倍ぐらいになってしまいますので、公立こども園の保育料については、今、担当課で検討しているところです。</p>
内田委員	<p>国の基準でいいますと秦野市はかなり低く保育料を設定しています。今、課長が言いましたとおり、そのまま国の基準を当てはめると、保育料が8,800円だった人たちがかなりの金額になってしまいます。そこをどうするかという調整をしています。</p>
教育長	<p>いずれにしろ、早く保護者の方々に周知をしないといけないと思います。</p>
教育長	<p>秦野市の場合には、昭和60年の採用から幼稚園と保育士の両資格のある人の採用だけしかしていません。それ以前は、教育委員会の採用があり、幼稚園教諭の資格だけの方もいますが、新しい制度の中で国は短期の研修程度で保育士資格を取らせてしまうという、そういう流れをつくっています。そして、こども園を運営していき、そういうものとあわせて全体が動いていきますから、一番は今内田委員が言われた保護者にそのお金の問題をどうやって早くお知らせしていくか、それから段階的に上げていく。</p>
望月委員長	<p>もう一つは、こども園よりも幼稚園がいいという保護者が必ずいるだろうと思います。そういう場合には、こども園はこういう仕組みで、その中で費用負担も応能負担になりますと説明しなければなりません。幼稚園で4時間で、手をつないで行って、迎えに行きたいという方は、秦野市は園区を設定していませんから、希望の園に通うことができますという導き方をしていこうという話をしております。</p>
望月委員長	<p>ほかにありますか。</p> <p>それでは、議案第20号「秦野市立こども園条例の一部を改正する等の条例案について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
望月委員長	<p>—異議なし—</p> <p>よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、協議事項に入ります。協議事項(1)「秦野市公立幼稚</p>

園のあり方について」の説明をお願いいたします。

「秦野市公立幼稚園のあり方について」、本年9月にあり方検討委員会から提言をいただきました。その提言を踏まえまして、本市の幼児教育のあり方と公立幼稚園の方向性について、次のとおり取り組むということです。提言の組み立てに従って、その方向性で取り組んでいくということで、ご協議をいただきたいと思っております。

まず、1ページでございますが、1番の就学前の教育・保育の一体的な提供ということで、提言の中では、こども園化の検討ですとか、質の高い幼児教育・保育の一体的かつ総合的な提供に努めるということです。それを受けまして方向性としましては、一つは、先ほど話にございますけれども、不足する保育の量の確保、こういったものを保育所の定員の枠の拡大ですとか、地域型保育、いわゆる今まで無認可だった部分の保育を公的な保育として位置づけていくことですとか、私立幼稚園のこども園化、そういったものに取り組んでいく。それで量の確保をするということを前提としてございますが、そういった中で公立幼稚園については、地域性を考慮した中でこども園化に取り組む。また、地域性を考慮した中で、幼稚園型一時預かり、こういったものの充実を図るということでございます。

幼稚園型一時預かりというのは、今もありますけれども、新たな制度の中では土曜日にですとか、9時始まりの前の段階ですとか、夏休み、長期休暇等の期間、そういった部分にも預かり保育を実施するというので、保育ニーズに対応できるような預かり保育になりますけれども、そういったものの充実を図るということ。

また、市内の私立幼稚園2園は、現時点では27年度からの移行というようなことはしないということでございます。今後、その2園の私立幼稚園等の新制度への移行、こういったものをスムーズに移行できるように支援をしていくということでございます。

取り組みについては、具体的になりますが、幼稚園型一時預かり事業は平成28年度からの実施を検討する。これは後から出てきますけれども、保育料の改定ですとか、そういった時期を捉えて、より保育ニーズに対応した幼稚園にしていくということでございます。

2点目で、先ほどお話しさせていただきましたが、27年度中にしぶさわ幼稚園と保育園の施設の一体化を図ります。28年からこども園として開園を予定してございます。これについても、

市で取り組みを行っていくということでございます。

それと、既存の私立・公立を含めて、幼稚園・保育園の連絡協議会がでございます。そういった組織を活用しまして、私立・公立含めて連携、情報の共有、一体的な提供ということに努めていきます。

おめくりいただきまして、2ページ目の子育て支援・特色ある教育の継続ということで、提言の中では、今の「遊びを中心とした学び」ですとか、「地域と連携した子育て」、こういったものを継続して、幼小中の一貫教育ですとか統合教育の全市的な取り組みになるようにという提言がありました。

方向性としましては、農業体験や自然体験等、地域が持っています教育資源といったものを活用して、子育て支援事業をさらに拡充をしていく。地域にとって子育ての拠点としての役割を果たしていく。それと、義務教育、小学校になります。滑らかな接続ということで、引き続き幼小中の一貫教育、統合教育を推進するというところでございます。

取り組みとしましては、先ほど来から言っています一時預かり事業ですとか、あと、園では未就園児交流というのがございますので、そういったもののほか、現在3園で余裕教室等を活用して「ぽけっと21」を併設してございますけれども、その増設等、余裕教室を活用した子育て支援の充実を図っていくということ。

お話がありました教育課程ですとか教員の研修、こういったことは教育委員会で担当しまして、保育教諭を含めて教員の資質の向上を図っていくこと。

あと、小学校への滑らかな接続ですとか、統合教育の拡充、こういったものを図っていくという取り組みを行っていくということでございます。

3ページ目になります。公立幼稚園・こども園の適正配置ということで、提言の中では一定数を確保しながら将来的には学校法人、社会福祉法人への移行ですとか、近隣の学校教育施設との施設統合を検討するという提言でございます。

これは同様の取り組みになるわけですが、方向性としましては、これまでの幼児教育の本市の歩みですとか、保育ニーズ、こういったものを踏まえて、公立幼稚園のこども園化や統合、公私連携、こういったものを進めるということでございます。

取り組みといたしまして、「地域の実情を踏まえ」という言葉を入れて、こども園化、統合、民営化、こういったものを検討していくということでございます。具体的な部分では、27年度中

に再編の計画を策定して、28年から新しい総合計画など教育プランが始まりますので、そういったものの中に位置づけを行って、公立幼稚園の適正配置を計画的に効率的に進めていくということでございます。

おめくりいただきまして、4ページ目、利用者負担の適正化で、提言の中では算定基礎の見直しといったことで、今まで含まれていない統合教育のための加配の教諭の経費、光熱水費等、そういったものを含めた保育料に見直すということ、急激な負担増にならないように時期を配慮するという提言をいただいています。

方向性としましては、先ほども申しましたけれども、国が示した新制度の基準では、現行の公立幼稚園の保育料と大きな差がございます。急激な負担となることが懸念されるということで、同水準にすることは困難だということです。また、2号、3号、要するに今までの保育園部分について、新制度においても、今の保育園の料金水準を現行水準と、多少変わりますけれども、同程度の規模にしていくという方向性がございますので、国の定める基準ではなくて、提言にあるように基礎算定の見直しを行って、保育料の改定を行うということ。

具体的な取り組みにつきましては、保育料の改定を行っていくことですが、その改定に合わせて、先ほど言いましたけれども、一時預かりといったものを導入してサービスの向上を図っていくということ。時期的なものにつきましては、来年度入園する園児はこの周知はしてございませんので、再来年度入園する園児の募集を見据えて、来年度中の改定を行って周知を図った上で、早くも28年度の入園する園児から料金改定を行っていくということでございます。

これが提言を受けて、提言と同様という部分もございまして、多少取り組みということで具体的な部分も含めさせていただいてございます。提言を受けて、こういう方向性で教育委員会としては行っていくというご協議をいただいて、市長部局にはこのような感じで行くということをお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

何かご意見、ご質問ございますか。

「ぽけっと21」は、具体的にどういうものでしたか。

要するに、公立ですと4歳から幼稚園に入ります。私立ですと3歳から幼稚園に入りますけれども、入る前のお子さんを、就園前のお子さんが集まって保育をするというところでございます。

今、大根幼稚園、すえひろこども園、しぶさわ幼稚園、その3

望月委員長

教育総務課長

教育長

園にございます。要するに、子育てに悩む保護者の方、そういった方が行くと、何人か同じような方がおられて、指導員の方も2人ほど常駐をしていますので、悩みの相談をしたり、お子さんの集団性みたいなものというようなことで。

飯田委員
教育総務課長

もともとは、世代がおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住む家庭が多くありましたが、少なくなっていました。子育てとか保育でどうしたらいいかわからないというお母さんたちを、どうやってその方向にという国の施策がもともとあって、幼稚園を使ってそういう施設をつくって、そこに生まれたばかりの子どもから就園までの子どもをお母さんが連れてきて、遊びながら悩み事を相談したり、どうしたらいいかということの解決をします。

それは、その幼稚園の先生が対応するのでしょうか。

これは幼稚園とは別になります。制度としては国の制度になっていますので、具体的に言うと、保育課という課がありますけれども、そこが担当しています。

教育長

保育士や幼稚園教諭ではなくて、別な指導員さんを雇って、臨時の指導員さんを雇ってやっているということになります。

望月委員長

よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

ここには「幼保連絡協議会等を活用し」というのが何カ所か出てきているのですが、やはり幼保連絡協議会が時には十分機能しないようなことがあります。今回については、国の流れ等からすると、幼保連絡協議会が十分有効な活用が図れるように、市のほうでも十分支援をしていく必要があるのではないかと思います。そういうことによって、幼保の教育そのもの、保育そのものが充実してくるだろうし、ここにも出ている公私の一つの連携というものが、この連絡協議会等をうまく使いながらやると、さらに連携が深まるのではないかと思います。そういった視点で、教育委員会が常時十分な支援をしていくことが大事ではないかなと思います。

それから、提言2の「遊びを中心とした総合的な学び」「地域と連携した子育て支援」、方向性としてはそこに記してあるとおりとありますが、こういった幼児教育の基礎、基本というものは十分配慮してあるというようなことを思いまして、安心したところでもあります。ぜひこの基本的な考え方を浸透させるように、また教育委員会でも支援のほうをしていただきたいと思います。

望月委員長
内田委員

ほかにいかがでしょうか。

一ついいですか。今、秦野市の人口って減っていますが、その辺の将来的な方向性との絡みみたいなものも、意識しておくとい

教育部長

いのかなという感じがして、これを拝見すると、減っていったら減っていったで、現状に合わせて幼稚園のあり方を検討していけばいいみたいな印象を受けるのですが、就学前の教育のところの特色がうまく出てくると、逆にこの秦野市に人を呼び寄せるようなことにもつながってくるのかなという感じもします。もう少し長期展望で、若い世代が減っていくと市そのものが成り立たないですから、そういったところも意識しながら、将来の幼稚園教育の、あるいはこども園教育のあり方というものを考えていくというようなことは、ここには入っているのでしょうか。

秦野は公立を100年前から歩んできて、市内に幼稚園が14園、一部は公立のこども園になっていますけれども、そういった意味ではほかの市町村と比べて、隣の伊勢原市は、全部私立になります。そういった意味からすれば、子育てしやすい幼児教育、その辺は充実しているのではないかなと思いますし、経済的な面も含めて考えております。

ただ、現実の問題として、一方で幼稚園の部分を充実していくという国の施策もありますので、そこといかに関係を一体化させた中で、就学前の幼児教育を充実させるかという話だと思います。現実的にも、公立が担う役割の一つとして統合教育もどんどんふえています。それに伴う財政負担もふえているわけですが、そういったことが今は定着してきているのではないかなと思います。

それはそれでやっていかなくてはならない。だから、ニーズに合わせて、その辺の今まで秦野が歩んできた経緯をしっかりと踏まえながら、これにも書いてありますが、教育財産をしっかりと活用して、秦野の特色のある教育をいかに、小学校、中学校も含めてですけど、結びつけていくか、接続させていくかということだと思います。

現在、家庭教育がだんだん衰退していくというか、そういったこともあるので、そういった意味からも、こういう体験を通して公立幼稚園のよさをPRできればいいかなと思います。それが結果として他市との比較になっていくのかなというようなことを考えております。

内田委員

先ほど委員長が言われた提言2の本市の特色である農業体験や自然体験とか、地域の持つさまざまな教育資源を活用するということをもっと広げていくべきだと思います。

望月委員長

では、次に協議事項(2)「秦野市立上幼稚園における学級編成について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

上幼稚園の学級編成についてでございます。先ほど、お話にご

ございましたけれども、上幼稚園、平成27年度の新入園児の見込みが3名でございます。幼児教育の中で重要視されている集団性の確保が、3名となるとなかなか集団性の確保が難しく、今回、異年齢の合同保育、こういったものを27年度、上幼稚園については行っていきたいということでございます。

1番目に、園児数の減少、折れ線グラフの太文字が実際の園児数でございます。薄いほうはその園区の中の上地区の幼児の数でございます。細かくて申しわけないのですが、26年度は全部で20人園児がでございます。26人園区内の幼児の数がいて、そのうち20人が、現在幼稚園に来ています。

再来年、平成28年は区域内の幼児の数がまた減って15人になりますから、今までの流れからいくと通園する園児は8人ぐらいになっていくのではないかと予想されます。その後、29年は1回ふえますが、30年にはまた戻り、いずれにしても10人を切るか切らないかという園児数の推移になっていくだろうということが予想されます。

要因は、この区域内の幼児数を見ていただくと、この中では平成17年、18年は40人弱いたものが半分程度になっているという園児数の減少ですとか、あと保育園に行かれるお子さんもいられるということ、また、今、言いましたけれども、この減少傾向、1学年5人以下、年少・年長で10人以下ということも今後想定され、28年にはそうなる可能性があるということでございます。

そういったことを受けまして、対応でございますが、まず27年度の対応につきましては、学級編成はこれまでどおり同じ年齢、年少、年長、同年齢を1学級という形の位置づけをすることと、園児がその園の生活になれるために、入園後1～2カ月は学級単位で活動する。その後は年長クラスと合同で行っていくという対応をしたいと考えてございます。

それと、28年度以降の対応ですが、先ほど申しましたように今後も減少の、10人前後という園の規模ということがございますので、できれば上幼稚園に限らず、1学級当たりの園児の最低基準のようなものを設けて、複式クラスという言い方をしますけれども、何人以下になったときは合同という基準を定めていくことを検討していきたいと考えてございます。

27年度は、上小学校区の4歳児は7人ですけれども、そのうち3人の子が上幼稚園に来るということでございます。残りの子につきましては私立に3人、保育園に1人、7人のうち半分以下になってしまったということで、例年ですともう少し7割ぐらい

教育長

の子が来るパターンですが、今回は極めて減ってしまい、この3人のうち1名はこの7人の中に入ってごさいません。堀川小学校区、西地区から、通園する統合加配の対象のお子さんでございませぬ。なるだけ少人数の中で幼児教育をしたいという保護者の要望の中で、学区外から上幼稚園に来る子が1名ということでございませぬ。

いずれにしましても、最初、学級は3人でつくって、1～2カ月、まあ2カ月たったらときっちりするものではないでしょうけれども、基本的には、なれたら合同で保育を行っていくという方向で27年度については行いたいと思ひます。28年度に大きく園児の数がふえることもございませぬので、28年も同様の対応という形になっていくと考へていませぬ。

以上でございませぬ。

先ほど内田委員から指摘があつた幼児教育の特色をいかにPRしていくかという視点で物事を考へた場合に、100年の歴史があつて、大正2年に幼稚園ができて、合併の条件で小学校区に幼稚園をつくるという条件のもとに幼稚園を運営してきませぬ。逆にそのために秦野の場合には民間の幼稚園の成立の要素がなくなつてきてしまひませぬ。

今度は何を考へたかと言ひますと、公立幼稚園を3歳児から受け入れてくださいという市民要望があつても、公立幼稚園が受け入れしてしまひますと民間を圧迫してしまふからやらないということで、2年制で来ている経緯がございませぬ。

ここへ来て今の話のように、上地区でも半数が民間に行くという子どもの取り合ひの時代になってしまひますから、ここで3歳児を受け入れるかということが1つですが、そういう状況にはありませぬ。財政負担上の問題もありますが、このまま2年制で受け入れした場合に、公立幼稚園は先細りが確かだということも懸念していませぬ。

それともう一つは、こども園の予測需要がこの後どの程度出てくるかということが出てきませぬ。それによって今ある9園のうち何園かがこども園に行くことも考へられます。

この上幼稚園の3人という状況がわかつたので、今、自由園区でどこへ通つても構わないわけですから、先ほど堀川にお住ひの子が上幼稚園に行くという話をしまひました。上は、以前、調整区域なので住宅が建たないところに住宅を建ててもいいという活性化策を始めました。活性化策以後、現時点で土地を買つて家を建てた方が2軒だそうです。

そういうことを考えると、上地区は、自然が豊富な地域でありますから子育て、あるいは子どもに教育を受けさせたいという方はいると思います。上幼稚園に上地区以外のところからバスを用意して行ってもらい、そういう仕組みを考えてもいいのではないかと話がありました。上地区は、今、バスがなくなっていますが、「かみちゃん号」が運行されています。例えば登園の時間、それから帰る時間にバス便を増やして、そのバス便は教育委員会が予算化して用意をし、子どもたちにはパスを渡し、その園児以外の利用者はお金を払ってもらって利用してもらい。そうすると利便性が高まるのではないかと。それを真っ先にやるべきではないかと、活性化策を含めて幼稚園の園児数も増やしながらか残すということ、それでも厳しい状況であれば統廃合で西にと、その場合でもバス等を用意しなければなりませんこれは非常に厳しいです。

このままいくと多分取り合いですから、民間はもっと強烈にアピールして、3歳児、場合によっては2歳児から受け入れるという、二宮町あたりではすでに2歳児から受け入れていますから、公立に来る余地がなくなってくる可能性があります。

そのようなことも含めてこの問題は、今、28年度からこうだということを書いてありますが、これにプラスアルファ今私が言ったような、バスも用意し、募集をかけて行ってもらえますかということを行ってみる。上のあの自然環境をPRしていく。例えば、先日相撲で、上小学校は土俵を相撲協会が寄附してくれて、今、残っているのは上小学校だけです。自然の中でそのような営みをしていますということも含めてPRしていけば、余地があるのではないかと気持ちも持っています。

望月委員長

ある意味では、この上幼稚園には少し予算を多く考えて、特色ある教育活動の展開や、それに伴うPRの仕方とかも考えていく必要があるのかなと思います。かつて、大根幼稚園とかつるまき、ご存じのように大根鶴巻地区には私立の幼稚園があつて、そしてその流れを食いとめるために個性ある幼稚園、今も「個性」という言葉を使っていますが、2園については予算をつけたりしたこともありました。

教育長

予算配分をして特色あるものをして、そこに保護者や子どもたちにアピールして来てもらう方法をとる。今でも行っています。きのうも個性ある幼稚園の指導をしていただいた方とお会いしました。この地域の学校の教育目標は、表現の仕方は別にしても、教育目標は9年間でこういう子どもたちを、あるいは11年でこ

望月委員長

ういう子どもたちを育てたい。教育目標の頂点に立つのは一緒であらうということを行っています。

本市で進めている幼小中一貫という視点から考えると、幼稚園の異年齢でする合同保育というのは、ある面で非常に興味深い部分になるのではないかなと思います。その辺の合同保育というのは、いずれにしても園児数の減少で、また違うところでもやる可能性も出てきます。その時の上幼稚園のこの取り組みというのは、どういうところに良さがあるって、どういうところに不都合さが出てくるか、そういうようなことの事例を通して学ぶことが多くなるのではないかなと思います。

教育長

職員の数の配置はどうなりますか。

そこが一番心配してまして、これは合同で運営することについての効果というのは見きわめなくてははいけません。ところが、行革の面からいうと、3人の子どもに1人の職員をつけるのかというのがまず1点。合同にした場合に教員2人置くのか。1人でいいだろうという話が出てきます。そうすると、園長は校長が兼務で、教頭がいて、教員1人。事件、事故があった場合に対応しきれなくなる。それと、片や、行財政改革の面からいったときにどうなのかと、必ずこれは出てきてしまう。

教育部長

だからそのところをさっき言ったようにいかに増やすかということをお算段しながら、どうやって園を維持するかということをお考えおかないといけません。

職員の体制の話ですが、現在、新たに入園される予定の3人のお子さんの中に、実は統合対象のお子さんがいられます。うちの体制として、統合のお子さんには程度に応じて加配教諭を配置します。そういう取り組みの中で合同になれば、今まで臨時教諭で対応していたことを正規の先生1人で担任と統合加配の両方を対応することも視野には入れているのですが、最終的にはもう少しよく状況を詰めた上で、人事的な、平等の視点も踏まえて、効果的・効率的な人事配置をしていきたいと思っています。

望月委員長

よろしくお願ひします。

それでは、協議事項(3)「中学校における昼食のあり方について」の説明をお願いいたします。

学校教育課長

中学校における昼食のあり方で、前回、11月7日の教育委員会会議におきまして、中学校給食のあり方研究・検討会でまとめた報告書を既にご報告をさせていただいております。この報告書を受けまして、本日は教育委員会として、今後の本市の中学校における昼食のあり方についてご協議いただきたいと思います。

まず、おもて面でございますが、こちらは前回の報告でも申し上げておりますが、(1)に記載しておりますように、学校給食のよさは認めつつも、一方で導入による学校運営上の課題、新たに発生する多額の経費から、実施に当たってはさまざまな教育課題を考慮しつつ、長期的視点で慎重に検討することが必要である。

(2)では、生徒へのアンケート結果で、「家庭からの弁当または学校で注文できる弁当や市販のおにぎり、パン」、また市民へのアンケート結果でも、「家庭からの持参弁当に学校で注文ができる業者弁当の販売があるといい」と、ともに現状のままの回答が最も多かったことから、現在実施しております業者弁当販売方式について、利用率の低下で業者が撤退しないような措置を講じながら継続していくことも一つの方法であるとしております。

このような報告書を受けまして、裏面をごらんいただきたいと思いますが、教育委員会としての今後の方向性について検討してまとめた案として記載してございます。市としましては、研究・検討会からの報告にもありましたように、アンケート結果から、現状の家庭からの持参弁当を基本とした業者弁当販売方式を今後も継続していくこと、継続に当たっては、業者が撤退しないように生徒等の意見を聞きながら見直しを図ること、さらにその際には教職員の負担軽減にも配慮することといたしました。

また(2)では、完全給食はいずれの方法においても新たな経費が必要であり、財政状況が厳しい中、教育に係る諸施策についても選択と集中が必要な状況であります。子どもたちの情報活用能力の育成や学校現場の多忙化軽減を図るためのICT環境の充実や子どもの安全・安心を確保する観点から、老朽化した学校施設の整備、改修など、取り組むべき課題が山積している状況でございます。こうした生徒の学習環境に直接係る課題にまずは優先して取り組んでいきたいということで、教育委員会としましては、中学校昼食につきましては、優先されるべくこれらの教育課題が解決し、市の財政状況の好転が見込まれる等の条件がそろった際には、改めて広範的かつ長期的視点で慎重に検討していきたいということといたしました。

以上が教育委員会としての方向性を案としてまとめたものでございます。ご協議をいただきまして、その後、市長に報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

ありがとうございました。アンケート実施から続きまして、一

望月委員長

応これからの方向性というものが出たわけですが、ただいまの説明についてご意見なりご質問ありますか。

アンケートの結果から、現状を維持する。それから現状を維持するということは、引き続き業者弁当を考える。しかし、業者弁当がいろいろな要因の中で、生徒の買う人数も少なくなって、撤退をせざるを得ないような学校もありました。したがって、そのような課題等について、これからもう少し教育委員会としても生徒、教職員等の意見も聞きながら原因を究明していく。この究明していく、具体的にというようなこと、そういうようなことについてはこれから詰めていくということによろしいでしょうか。

内田委員

弁当の販売、業者弁当販売方式を継続していくということですが、たしか大根中学校にはないというのが現状ですが、大根中学校は具体的に何か対策をされるということになるのですか。

学校教育課長

たしか撤退したのが五、六年ぐらいだと思いますが、前にもお話ししましたように、弁当の注文が少なくて利益に合わないということで、業者が撤退して今に至っているということですので、折り合いがつく数がどこかという話もございます。今回いろいろなアンケートも踏まえて、実は大根中のアンケートを見ましたが、その中の意見として「業者弁当を導入してほしい」という生徒の意見も中にはありました。ですから、そういうものを学校、校長にも、こういう意見がありましたということをお伝えしながら、導入に向けて動いていこうかなということも考えています。

望月委員長

原因は幾つかあると思います。業者弁当が例えば、少し値段が高いとか、幾つかの要因があろうかなと思いますが、そういうようなことについて、これからいろいろと原因を把握していくということです。

教育長

学校とよく協議をして、どの程度実態として必要としている子がいるのかどうかということをもまず把握し、ある程度まとまるのであれば、市内の業者にもう一度話をしてみて、これが1個、2個ということになるとやはり業者も採算を考えてしまいますから、よくそこは検討してみたいと思います。

きのう教育長会議で話が出ましたが、川崎市が百数十億かけて実行する。横浜市は明言されて、やらないということ、財政状況からして無理だということ。平塚市、伊勢原市、これもきのう教育長とお会いして、秦野は、今、こういう状況だという話をしましたが、やはりもう平塚市は結論を出したようですし、伊勢原市も結論を出しておられて、現状でそれを再度実施するための動き

高橋委員

が何かあるかという、一切ないということです。どこもやはり業者弁当で対応していくということなので、「そういうことを含めてよく情報交換しましょう」とは話しましたが、二宮町は別としまして、この近隣ではこのような状況です。

大体この検討の内容で私はいいと思いますが、たまたま知り合いに市民のアンケートを受けた方がいて、聞かれました。おそらく市民もすごく注目していると思います。一般市民宛てのアンケートで39.2%と書いてありますが、これは業者弁当を含むもので、あと「家庭からの持参弁当がよい」というのも12.1%とあります。ですから、もし市民にお知らせする場合には、弁当持参がいいというのもこれだけあったということも加えて、もっとこっちの数字を上げたほうが納得されるのではないかなという気がします。

それと、さっき11月の教育委員会の方にいただいた資料を読みますと、実際にデリバリーにしてもセンター方式にしても、場所というのが必要になってきます。エレベーターが必要とか、運ばれたものを置く配膳室が必要とか、既存の建物にそういう場所があるかどうかという問題もあります。そちらの改修にもお金がかかるでしょうし、場所的な問題が、現実的に実施するとやはり学校の施設の見直しもすごく必要になると思います。そちらも強く訴えていただきたいなと思います。

学校教育課長

今、設備と、あと学校の設備を新たにつくれるかというお話がございましたけれども、学校によっては当然スペース的に難しい、エレベーターを設置できないとか、受け入れの配膳室を新たに設置できないとか、おそらく学校によっていろいろ事情があると思います。それに加えてやはり経費もそれなりにかかってくる。

デリバリーの試算では実はエレベーターの経費は入れておりません。要は配膳のための受け入れの部屋のお金は入れているのですが、さらにエレベーターをプラスしますと、今で3億程度ですが、もっとプラスアルファになってしまいます。

デリバリー方式は、2市視察をさせていただきました。1市はエレベーターがないところ、もう1市はエレベーターがあるところでした。やはり運用上、エレベーターをつくっていないところもありますし、そういうところは生徒が箱を持って2階から3階に上がるとか、そういうことをやっているというような状況で、もしエレベーターをつけるのであればさらに経費がかかってしまうという現状は確かにあります。

望月委員長

現在、この方向性を出すまで、学校給食のあり方研究・検討委

学校教育課長 員会を立ち上げて進めてきたわけです。今後、現在の課題について検討していくというような場合は、この検討委員会をそのまま継続するのでしょうか。それとも、それは一応所期の目的が終わったということで、ここで解散して、今後業者弁当等の課題等については、教育委員会が中心になって学校と連携しながらいくのか、検討委員会でいくのか、その辺についてどうでしょうか。

望月委員長 この結論が出ましたので、この研究・検討会についてはここで一旦閉じさせていただきます。そして、新たな業者弁当の継続の中での課題抽出とか、そういうものについては改めて組織をつくった中で、新たな組織として教育委員会も入りながら検討させていただこうと思っております。

学校教育課長 では、ここは所期の目的を達成したので、これについては解散。はい、了解しました。ほかにどうでしょうか。

望月委員長 そうすると、これからこの結果について、議会とか市民への周知とか、あるいは保護者への周知とか、それについてはどのような予定でしょうか。

学校教育課長 今、いろいろ意見をいただきましたので、それを盛り込んで修正を加えた後に、まずは市長へ、教育委員会としての方向性ということで報告させていただきます。前回の会議でもお話ししましたが、市民の方にもご協力いただいたアンケートに答えていただきました。そういう面もありますので、ホームページに公開をさせていただきたいと。あわせて、細かいところは詰めていないのですが、議会にも報告をさせていただく予定でございます。

望月委員長 本件についてはこれでよろしいでしょうか。

望月委員長 次に、協議事項（４）「中学校等の複合化施設整備運営事業にかかわる企画提案型事業審査会の規則（案）について」及び「５その他」の「子どもの事件・事故等について」は、非公開情報等が含まれていますので、秘密会としてよろしいでしょうか。

望月委員長 ー異議なしー

望月委員長 よって、この２件につきましては秘密会といたします。

望月委員長 それでは、ただいまから秘密会をいたしますので、関係者以外の退席を求めます。

望月委員長 ー関係者以外退席ー

望月委員長 [削除]

望月委員長 それでは、以上で臨時教育委員会議を終了いたします。どうもご苦労さまでした。